



# 女性・青年の要求実現へ要求書提出



賃金確定交渉における女性および青年層職員の要求で、自治労県職は、知事あてに要求書を提出しました。青年層では若年層の賃金引上げなどとともに、今後の県政を担う人材を確保・養成するため、新規採用の

増員や中堅職員不足の中での人材育成の強化を求めています。また、育児との両立支援、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス・ハラスメント対策の改善要求を掲げています。

これらの要求の実現へ向けて11月15日に人事課長交渉を行います。

# 現業職員の課題改善へ要求書提出



自治労県職・現業評では、現業職員の処遇改善を求め、知事あてに要求書を提出しました。現業職員は、厳しい定数管理の中で、退職者補充もなく年々職員が減少し新規採用の無い

状態が続いていますが、一部職場では採用が再開されています。引き続き、現業職員の新規採用を求めています。

また、定年引上げにおいても、身体的機能の低下にともなう配慮が必要となる職種でもあります。これらの課題改善めざして、11月11日に人事課長交渉を行います。

# 会計年度任用職員の要求書提出 一時金・休暇の均等待遇の改善を



県で働く会計年度任用職員等の賃金労働条件などの処遇改善に係る要求書を知事あてに提出しました。

県の関係職場においても会計年度任用職員は必要不可欠な存在として県政を支えています。賃金や雇用は「同一労働同一賃金」を一定踏まえられたものの、給与面・休暇面においても格差や不均衡が改善されていません。特に、勤勉手当未支給の改善、休暇制度で私傷病休暇の有給化等を求めています。また、雇用における更新回数制限撤廃等も掲げています。交渉は11月11日に実施しますので、参加をお願いします。

## 「2022賃金確定」要求署名にご協力を

2022確定交渉の要求実現を図るため、各職場に知事あての要求署名を配布しています。管理職を含めた全ての職場の皆さんに署名をお願いしていますのでよろしくご協力をお願いします。

【第1次締切】 11月4日（金）まで  
※11月9日の総務部長交渉時に提出します  
【問い合わせ先・送付先】自治労県職本部書記局（077-528-4790）

## 「家庭用常備薬等」を斡旋しています

自治労県職の「家庭用常備薬等」を斡旋しています。特に今回は風邪薬を割安でお薦めです。各職場あてに配布しています申込用紙でお申し込みください。

【申込締切】 10月31日（月）まで  
【申込提出先】自治労県職書記局。守山書記局  
※申込用紙がない場合は送付します。  
【商品のお届け】本年11月下旬お届け予定

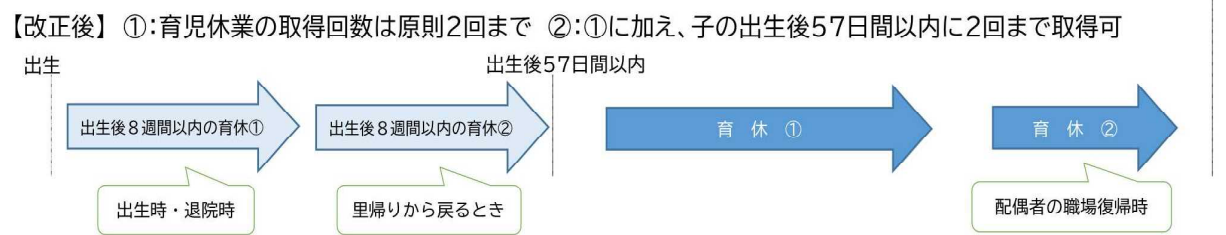
# 育児休業が2回まで取得可能となります 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の制度改正(10月～)

### 育児休業の取得回数制限の緩和

地方公務員育休法の改正

常勤…子が3歳に達する日まで  
非常勤…原則、子が1歳に達する日まで

- (1) 育児休業を原則2回(現行：原則1回)まで取得可能となります。
- (2) (1)の原則2回の育児休業に加え、子の出生後57日間以内に育児休業を2回(現行：1回)まで取得可能とし、配偶者の出生時や退院時、里帰りから戻るときなど柔軟に取得できるようになります。



10月1日から育児休業の取得回数制限が緩和されるとともに、柔軟な取得が可能となります。これまで原則1回しか取得できなかった育休（出生後8週間以内の通称産後パパ育休も同様）が2回まで取得できるようになります。

例えば、配偶者の出産時や退院時に加えて、里帰りから戻るときの取得など柔軟に取得できます。また、出生後8週間以降の育休も両親で順番に取得すれば、交代で育児が可能となります。









(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.950月 (支給済み)	0.950月 (改定なし)
4年度期末手当	1.200月	1.200月
以降勤勉手当	0.950月	0.950月

